阪南市指定排水設備工事業者異動届チェックリスト

申請者
（氏名又は名称）
（担当者）
（連絡先）
（メールアドレス）

★異動届等と一緒に、本チェックリストも提出してください。（異動事由に応じて、表中の〇印の書類が必要です。）

提出書類＼異動事由	営業の廃止	営業の休止	営業所の移転（住所変更）	名称の変更	代表者の異動（氏名）	代表者の異動（住所）	責任技術者の変更	確認
阪南市指定排水設備工事業者異動届チェックリスト（この用紙）	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
阪南市指定排水設備工事業者異動届（様式第9号）	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
阪南市指定排水設備工事業者指定（更新）申請書（様式第1号）			〇	〇	〇	〇		
責任技術者及び従業員名簿（様式第2号）			▲	▲	▲	▲	〇	
専属する責任技術者が大阪府下水道協会から交付された責任技術者証の両面コピー							〇	
住民票（原本）**<u>※個人の場合</u>**			〇		〇	〇		
定款（原本又は写し）※実印による原本証明をした直近のもの　**<u>※法人の場合</u>**			〇	〇	〇	〇		
登記事項証明書（原本）**<u>※法人の場合</u>**			〇	〇	〇	〇	▲	
役員の氏名及び住所のある名簿 **<u>※法人のみ</u>**			▲	〇	〇	〇	▲	
営業所位置図			〇					
誓約書（様式第5号）			〇	〇	〇			
暴力団等に該当しない誓約書（参考様式）			〇	〇	〇		〇	
旧業者指定証書	〇	〇	〇	〇	〇			
手数料（証書交付手数料：2,000円）※届出時納入			〇	〇	〇			

★備考

※変更があった日から遅滞なく、届出に必要な書類を添えて提出してください。

※複数の異動事由がある場合は、共通して提出書類は１部で結構です。

※証明書等の添付書類については、原則、発行日から３ヶ月以内のものを添付してください。

※「▲」については、当該異動に合わせて、従業員や役員の変更があれば、「様式第２号」や「役員の氏名及び住所のある名簿（※法人の場合）」「登記事項証明書（※法人の場合）」も併せて提出してください。

※代表者の住所と営業所の住所が同じ場合は、「営業所の移転（住所変更）」と「代表者の異動（住所）」の手続きが必要となります。

※必要に応じて、別途資料を添付していただく場合がありますので、ご了承願います。

★注意事項《重要》

注１．**<u>法人の異動</u>**において、「法人から個人への変更」「法人から法人への営業譲渡」「合併に伴う新会社の設立」は、異動届では変更出来ませんので、必ず「廃止」→「新規」の手続きをとってください。

注２．**<u>法人の異動</u>**において、「有限会社」から「株式会社」への組織変更の場合は、同一法人とみなし、異動届での変更（名称の変更等）となります。（上記参照）

注３．**<u>個人の異動</u>**において、「個人から法人への組織化」「個人から個人への相続」は、異動届では変更出来ませんので、必ず「廃止」→「新規」の手続きをとってください。

注４．**<u>個人の異動</u>**において、代表者の異動とは、名字や住所の変更のことです。相続や譲渡等により代表者が別人になる場合は、必ず「廃止」→「新規」の手続きをとってください。